

(財)愛媛県廃棄物処理センター 2次評価

- ・(財)愛媛県廃棄物処理センターは、廃棄物の処理並びに当該処理を行うための施設の建設及び管理その他廃棄物に関する事業を行うことにより、廃棄物の適正な処理の確保と廃棄物の抑制を図り、県民の生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的に県、市町、関係団体が出捐して、平成5年に設立された。
- ・本来、産業廃棄物の処理は、排出事業者責任として民間による事業が基本となるが、廃棄物や適正処理困難物の増大等が社会問題化する中で、民間による施設立地の困難性や施設不足などに対応し、公共関与による補完的な処理施設の整備・運営の必要性が生じ、公共の信用力と民間活力を導入し、廃棄物を適正かつ広域的に処理するため、廃棄物処理法に基づく廃棄物処理センター制度が4年に創設された。当法人は、5年に全国で4番目にその指定を受け、市町の適正処理困難物の処理や民間処理を補完し、循環型社会の先導的なモデルとして廃棄物処理業務を行っており、公益性が高いことから、厳しい経営環境を踏まえ、「経営改善を行いつつ存続」とされた法人である。
- ・出資法人改革実施計画等の進捗状況、自己点検評価(一次評価)、当該法人へのヒアリング等を踏まえた二次評価は次のとおりである。

1 出資法人の自主性・自律性の向上に向けた取組

(1) 組織体制の見直し

- ・当法人は、事務局9名と、循環型社会の先導的なモデル施設である東予事業所5名(東予事業所の焼却・溶融施設は、高度な処理を行う施設であり、運転管理は直営では困難で製造元の運営会社に委託)で業務を行っている。
- ・本県では、環境先進県えひめの実現を目指し、循環型社会の構築を重要施策に位置付け、当法人の行う先導的なモデル事業の円滑な推進を図るため、実質的に主導的な役割を担ってきたところであり、事務局は全員廃棄物対策課職員が兼務、東予事業所にも職員を1名派遣している。
- ・一次評価にある通り、県の施策推進及び当法人の円滑な事業の推進のためには、少なくとも当面の間は、現行の体制を維持することは認められる。
- ・役員については、理事長に業界団体の顧問が就任し、出資関係者や県内各界の代表者等が就任しているが、全て非常勤である。実施計画の取組みにあるとおり、現在の経営状態からは常勤役員を設置することは困難であるが、今後の事業展開等を踏まえて、常勤役員の設置も検討する必要がある。

(2) 経営基盤の充実・強化

- ・当法人では、特に緊急性の高い東予地方に12年から焼却・溶融施設(東予事業所)を運営稼働させ、廃棄物処理を行っている。これまで、東予地区の市町から発生する下水道汚泥の約8割、焼却場の灰の約5割を処理するとともに、硫酸ピッチ・肉骨粉など社会情勢の変化により新たな適正処理困難物の処理にもあたり、17年度の廃棄物処理量は計画量3万トンの93%にあたる約2万8千トン(前年度比約2%増)であるが、売上高は約10億円で処理単価の高い飛灰や焼却灰の搬入量の減少等により前年度比7%の減となっている。処理量については毎年度増加傾向にあり、処理料金収入に関しても、14年度以降は、10億円超を維持している。
- ・しかし、東予事業所の整備に当たり多額の借入(17年度末残高35億円)を行ったこと、モデル施設として高度な焼却・溶融を行う施設であり、処理原価が高く市場競争力が低いこと、リサイクルの進展など社会情勢の変化により搬入量が計画量を下回っていること、支出額(長期借入金返済除く)の1/4を占める焼却燃料としての重油価格の高騰などにより、経営は大変厳しい状況にある。
- ・これらを踏まえ、15年度に県、関係市町等で経営安定化検討会を設置し、廃棄物処理量の計画量3万t/年(H17:2.8万t)の確保、燃費の改善、定期的処理料金改定(16年から3年毎に6%値上げ)、溶融スラグ(焼却残渣物)の有効活用などの改善方策を取りまとめ、当法人、県、市町が一体となって取組みを行った上で、17年度から県が建設費償還金の1/3補助を開始するとともに、従前どおり単年度短期無利子貸付を行い財団経営の安定化に努めているところである。
- ・その結果、公益法人の経営状況の指標となる正味財産増減額は、12年度は550,010千円であったが、17年度には191,628千円と大幅に改善しているものの依然として赤字の状況である。17年度末には東予地区に限定していた廃棄物受入先を、地元の了解を得て、中南予の自治体にも拡大するとともに、焼却・溶融施設の残渣物を全て有効利用するゼロエミッション(埋め立てゼロ)を達成し、循環型社会のモデル施設としての機能拡充に努めていることは評価できるが、県の財政状況も厳しく、19年度以降は、県からの運転資金の借入の増に期待した運営は困難な状況にある。今後も重油高騰など厳しい経営環境が続くものと見込まれ、あらゆる角度から事業全般を見直し、操業の安全性を確保しつつ徹底したコスト削減を図るとともに、運転管理の徹底による燃費効率の改善及び他県類似施設を参考にした処理料金の見直しや処理量の確保に努め、事業終了時(31年度)に資金不足を解消する計画を可能な限り達成していただきたい。

(3) 役職員数及び給与制度の見直し

- ・役員数は、20名、全て非常勤で、無報酬。職員数は、14名で事務局9名と東予事業所5名で業務を行っている。
- ・一次評価にある通り、理事の構成が設立当初から変わっておらず、廃棄物の搬入市町など、現在の経営実態等に即した理事の入れ替えなど、より経営機能が強化される方向で検討を行っていただきたい。
- ・職員数については、高度処理施設であることを踏まえ、施設の運転管理は民間に委託しているが、廃棄物処理に関する普及啓発や環境調査等を行う必要があることなどから、現行の人数を維持することとしており、給与については、県職員に準じており、給与カットも行っている。

2 県の関与の適正化に向けた取組

(1) 財政的関与の見直し

- ・県では、当法人の赤字が建設時の多大な借入金返済が原因となっていることを踏まえ、建設費償還金及び人件費への補助と運転資金の貸付（無利子）を行っているところである（東予事業所は当法人の所有であり、管理委託料は負担していない）事業の公益性、県、市町、当法人一体となった経営努力の必要性、さらには施設整備時に県からの財政支援はなかったこと（市町は負担）などを鑑み、当法人の経営安定化のため県の財政的関与を継続する必要性は認めるが、経営改善に努め可能な限り貸付金の縮減など県の財政支援の軽減に努める必要がある。

(2) 人的関与の見直し

- ・県民環境部長が専務理事、土木部長が理事に就任しているほか、事務局9名は県職員兼務、東予事業所には県職員を1名派遣しているが、循環型社会のモデルとして、県が主導的に関与する必要があることは認められる。
- ・県職員OBが東予事業所長に就任しており、一次評価において「東予事業所長の次回採用時には経営感覚に優れた民間等出身者の人材の登用、実態に応じた理事の入れ替えなどを検討」としているが、厳しい経営環境等を踏まえ適切な対応であると考えるので、その方向で検討を進めていただきたい。

3 経営情報等の積極的な開示に向けた取組

- ・当財団の寄附行為、収支予算・計算書、事業計画書・報告書、役員名簿、財務関係資料は県のホームページで公表を行っているものの、一次評価にある通り、今後は財団独自のホームページを開設し、自主的・積極的な情報開示に努めていただきたい。

4 総合的評価

【法人】

- ・厳しい経営状況が続く中、15年度に県が、当法人、市町等と経営安定策を取りまとめるとともに、県も運営費補助等を行うなど、県、市町、法人が一体となって経営改善に取り組んでいる。重油の高騰や安定的な搬入物の確保が困難であることなどから、徹底した経費の節減及び収入確保に向けた取り組みに努め、事業終了時（31年度）に資金不足を解消するとの計画を可能な限り早期に達成していただきたい。

【所管課】

- ・県が取りまとめた経営改善策の進捗状況や環境変化に伴う新たな課題等を把握・検証し、引き続き適切な指導・支援に取り組むこと。